

受付印 令和 年 月 日 知事殿	※処	整理番号	事務所	処理区分	区分	事業者コード	申告区分	予備	
	理	発信年月日					申告年月日		
	事	通信日付印			確認				
	項								
申告者	住所又は所在地		(電話番号)						
	氏名又は名称								
	個人番号又は法人番号		↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。						

令和 年 月分 道府県たばこ税の 申告書
修正申告書 ※

課税標準数量 ①	十億	百万	千	本
税額 (①× $\frac{\quad}{1000}$) ②				円
課税免除を受けようとする本数				本
課税免除を受けようとする税額 ③				円
返還控除を受けようとする本数				本
返還控除を受けようとする金額 ④				円
差引 (② - ③ - ④) ⑤				円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥				円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤-⑥)				円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店			
	口座番号(普通・当座)			

第16号様式記載要領

- 1 この申告書は、法第74条の10第1項若しくは第2項の規定による申告又は法第74条の12第2項の規定による修正申告をする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載し、法人の場合には法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 金額を記載する場合において記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位(けた)に△印を付すること。
- 6 「課税標準数量①」の欄は、法第74条の6第1項の規定により道府県たばこ税の免除を受けようとする製造たばこについても記載すること。
- 7 「返還控除を受けようとする本数」の欄は、法第74条の14第1項の規定により控除を受けようとする場合に当該控除を受けようとする製造たばこの本数を記載し、「返還控除を受けようとする金額④」の欄は、当該控除を受けようとする製造たばこについて納付した、又は納付すべき道府県たばこ税額を記載すること。
- 8 「既に納付又は還付の確定した税額又は金額⑥」の欄は、修正申告をする場合に、当該修正申告前に行われた申告、更正又は決定により納付すること又は還付されることが確定している税額又は金額を記載すること。